

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3第2項の規定により、次のとおり公表いたします。

土浦市

等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成29年4月1日）

1 行政職給料表を適用する職員

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人数	割合	職名	人数	人数	割合	段階
1級	2級から8級までに含まれない職員の職務	232	29.4	主事 技師 保育士 社会福祉士 保健師 作業療法士 管理栄養士 学芸員 教諭	124 44 41 7 6 2 2 2 4	233	29.5	主事級
2級	1 主幹の職務 2 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度の職務で市長の定めるもの	162	20.5	保育士※ 主幹 主幹（フルタイム再任用） 主幹（短時間再任用） 教諭	1 134 3 22 2	163	20.6	主幹級
3級	1 係長の職務 2 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度の職務で市長の定めるもの	152	19.3	主幹※ 係長 係長（フルタイム再任用） 係長（短時間再任用） 主任保育士	2 135 10 2 3	151	19.1	係長級
4級	1 市長の事務部局の室長、課長補佐、主査又は政策員の職務 2 議会の事務部局の次長補佐又は主査の職務 3 監査委員の事務部局の局長補佐又は主査の職務 4 教育委員会の事務部局の室長、課長補佐又は主査の職務 5 選挙管理委員会の事務部局の書記次長の職務 6 農業委員会の事務部局の局長補佐又は主査の職務 7 職務の複雑、困難及び責任の度が前各号と同程度の職務で市長の定めるもの	162	20.5	係長※ 主査 課長補佐 次長補佐 室長 所長 政策員 園長 児童館長 副館長 保育所副所長 教頭	1 83 28 1 6 26 1 2 3 1 7 3	106	13.5	主査級
5級	1 市長の事務部局の副参事又は主任政策員の職務 2 議会の事務部局の副参事の職務 3 教育委員会の事務部局の副参事の職務 4 職務の複雑、困難及び責任の度が前3号と同程度の職務で市長の定めるもの	31	3.9	副参事 所長（副参事職） 室長（副参事職） 主任政策員 副館長（副参事職）	26 1 1 1 2	31	3.9	副参事級
6級	1 市長の事務部局の課長の職務 2 議会の事務部局の次長の職務 3 監査委員の事務部局の長の職務 4 教育委員会の事務部局の課長の職務 5 農業委員会の事務部局の長の職務 6 職務の複雑、困難及び責任の度が前各号と同程度の職務で市長の定めるもの	35	4.4	課長 局長（課長職） 議会事務局次長 土浦駅北開発事務所長	32 1 1 1	35	4.4	課長級
7級	1 市長の事務部局の参事の職務 2 議会の事務部局の参事の職務 3 教育委員会の事務部局の参事の職務 4 職務の複雑、困難及び責任の度が前3号と同程度の職務で市長の定めるもの	7	0.9	参事 局長（参事職）	6 1	7	0.9	参事級
8級	1 市長の事務部局の部長（市長公室長を含む。）の職務 2 議会の事務部局の長の職務 3 教育委員会の事務部局の部長の職務 4 選挙管理委員会の事務部局の書記長の職務	9	1.1	市長公室長 部長 議会事務局長 消防長	1 6 1 1	9	1.1	部長級
合計		790	100		790	790	100	

※給与体系の見直しに伴う経過措置により、職務の級と職制上の段階が合致しない箇所があります。

2 企業職給料表を適用する職員

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人数	割合	職名	人数	人数	割合	段階
1級	2級から8級までに含まれない職員の職務	9	47.3	主事 技師	3 6	9	47.3	主事級
2級	1 主幹の職務 2 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度の職務で市長の定めるもの	3	15.8	主幹 主幹（短時間再任用）	2 1	3	15.8	主幹級
3級	1 係長の職務 2 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度の職務で市長の定めるもの	2	10.5	係長	2	2	10.5	係長級
4級	1 課長補佐及び主査の職務 2 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度の職務で市長の定めるもの	3	15.8	主査 課長補佐	2	2	10.5	主査級
					1	1	5.3	課長補佐級
5級	1 副参事の職務 2 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度の職務で市長の定めるもの	1	5.3	副参事	1	1	5.3	副参事級
6級	1 課長の職務 2 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度の職務で市長の定めるもの	1	5.3	課長	1	1	5.3	課長級
7級	1 参事の職務 2 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度の職務で市長の定めるもの	0	0		0	0	0	参事級
8級	部長の職務	0	0		0	0	0	部長級
合計		19	100		19	19	100	

3 技能労務職給料表を適用する職員

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人数	割合	職名	人数	人数	割合	段階
1級	1 一般技能職員(物の製造若しくは修理又は機器の運転若しくは操作に従事する職員をいう。以下同じ。)の職務 2 調理等家政的業務を行う職員(以下「家政職員」という。)の職務 3 自動車運転員の職務 4 管理員及び清掃員(以下「管理員等」という。)の職務 5 その他前各号に類するものの職務	2	4.8	調理員	2	2	4.8	
2級	1 相当の技能又は経験を必要とする一般技能職員の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする家政職員の職務 3 相当の技能又は経験を必要とする自動車運転員の職務 4 相当の技能又は経験を必要とする管理員等の職務 5 前各号と同程度の職務で市長の定めるもの	5	11.9	技術員 技術員(短時間再任用) 管理員 調理員(短時間再任用)	1 1 2 1	5	11.9	
3級	1 一般技能職員を直接指揮監督する職員の職務 2 家政職員を直接指揮監督する職員の職務 3 自動車運転員を直接指揮監督する職員の職務 4 管理員等を直接指揮監督する職員の職務 5 前各号と同程度の職務で市長の定めるもの	24	57.1	技術員 管理員 調理員	15 5 4	24	57.1	
4級	1 多数の一般技能労務職員を直接指揮監督する主任の職務 2 特に高度の技能又は経験を必要とし、職務の内容、責任の度が前号と同程度の者の職務	11	26.2	技術員 管理員 調理員	4 3 4	11	26.2	
5級	極めて多数の一般技能労務職員を直接指揮監督する主任の職務	0	0		0	0	0	
合計		42	100		42	42	100	

4 消防職給料表を適用する職員

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人数	割合	職名	人数	人数	割合	段階
1級	消防士の職務	27	14.7	消防士	27	27	14.7	主事級
2級	消防副士長の職務	44	23.9	消防副士長	44	44	23.9	
3級	消防士長の職務	23	12.5	消防士長 主幹	22 1	23	12.5	主幹級
4級	消防司令補の職務	38	20.7	係長	38	38	20.7	係長級
5級	消防司令の職務	41	22.3	課長補佐 当直司令 副署長 副分署長	11 20 8 2	41	22.3	課長補佐級
6級	消防司令長の職務	10	5.4	課長 署長 分署長 上席副署長	3 4 1 2	10	5.4	課長級
7級	消防監の職務	1	0.5	次長	1	1	0.5	参事級
8級	消防正監の職務	0	0		0	0	0	部長級
合計		184	100		184	184	100	